



山形県公報

平成19年2月23日(金)

号 外(3)

目 次

条 例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例..... (総合防災課) ... 2

山形県国民保護対策本部及び山形県緊急処理事態対策本部条例の一部を改正する条例..... (同) ... 5

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例..... (障害福祉課) ... 同

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例..... (同) ... 6

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例..... (同) ... 同

山形県農林水産技術会議条例の一部を改正する等の条例..... (生産技術課) ... 7

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例..... (交通政策課) ... 8

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例..... (同) ... 10

本号で公布された条例のあらまし

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例 (県条例第1号) (総合防災課)

1 災害救助法施行令の一部改正に伴い、障害補償の支給の対象となる障害及びその等級を改めることとした。(別表関係)

2 その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)

山形県国民保護対策本部及び山形県緊急処理事態対策本部条例の一部を改正する条例 (県条例第2号) (総合防災課)

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例 (県条例第3号) (障害福祉課)

1 県内における障害者自立支援法(以下「法」という。)に基づく制度の円滑な運用を図るため、山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置することとした。(第1条関係)

2 基金として積み立てる額は、予算で定める額とすることとした。(第2条関係)

3 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこととし、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入することとした。(第3条及び第4条関係)

4 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第5条関係)

- 5 基金は、法に基づく制度の円滑な運用を図るために実施する緊急的な事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第6条関係)
- 6 この条例は、平成21年3月31日限りその効力を失うこととした。(附則第2項関係)
山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例(県条例第4号)(障害福祉課)
 - 1 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、任意入院者の症状等の報告に関し必要な事項を定めることとした。(第1条関係)
 - 2 改善命令等を受けた精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に掲げる事項を、定期的に、知事に報告しなければならないこととした。(第2条関係)
 - 3 この条例は、平成19年3月1日から施行することとした。
山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例(県条例第5号)(障害福祉課)
 - 1 山形県立総合療育訓練センター等における使用料等の全部又は一部を免除することができることとした。
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。
 - 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとした。ただし、2の改正は、平成19年4月1日から施行することとした。
 - (2) 1に関する改正規定による改正後の山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の規定の一部は、平成18年10月1日から適用することとした。
山形県農林水産技術会議条例の一部を改正する等の条例(県条例第6号)(生産技術課)
山形県農作物品種審議会を山形県農林水産技術会議に統合することとした。
山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例(県条例第7号)(交通政策課)
 - 1 新たに設置する第2酒田プレジャーボートスポットの使用料の額を定めるとともに、港湾施設の使用料の額を改定することとした。(第16条第1項及び別表関係)
 - 2 第2酒田プレジャーボートスポットの管理を指定管理者に行わせることができることとした。(第26条の2第1項及び別表関係)
 - 3 加茂港緑地について、指定管理者が利用料金を定めることができる範囲を定めることとした。(第26条の4第2項及び別表関係)
 - 4 その他
 - (1) この条例は、平成19年4月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例(県条例第8号)(交通政策課)
 - 1 港湾整備事業特別会計の対象である港湾整備事業の範囲を拡大することとした。
 - 2 その他規定の整備を行うこととした。

条 例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第1号

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例の一部を改正する条例

災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例（昭和37年12月県条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表一級の項第3号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第8号とし、同表二級の項第4号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの

別表三級の項第3号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同表四級の項第3号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同表五級の項第6号を同項第8号とし、同項第5号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号中「上肢」を「上肢」に、「腕関節」を「手関節」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの

別表六級の項第3号中「鼓膜の大部分の欠損その他により」を削り、「^{かく}耳殻」を「耳」に改め、同項第7号中「おや指及びひとさし指」を「片手のすべての指を失つたもの又はおや指」に、「片手」を「片手の」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「奇形」を「変形」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの

別表七級の項第2号中「鼓膜の中等度の欠損その他により」を削り、「以上」を「以上の距離」に改め、同項中第10号を第13号とし、第9号を第12号とし、第8号を第11号とし、第7号を第8号とし、同号の次に次の2号を加える。

(9) 一上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの

(10) 一下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの

別表七級の項第6号中「おや指及びひとさし指」を「片手のすべての指が用をなさなくなつたもの又はおや指」に、「片手」を「片手の」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「片手のおや指及びひとさし指」を「おや指をあわせ片手の3本の指」に、「若しくはひとさし指をあわせ」を「以外の」に、「3本以上」を「4本」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「精神」を「神経系統の機能又は精神」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一方の耳の聴力が全く失われ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの

別表八級の項第3号を削り、同項第4号中「もの」を「もの又はおや指以外の片手の3本の指を失つたもの」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「片手のおや指及びひとさし指」を「おや指をあわせ片手の3本の指」に、「若しくはひとさし指をあわせ」を「以外の」に、「3本以上」を「4本」に改め、同号を同項第4号とし、同項第6号中「下肢」を「下肢」に改め、同号

を同項第5号とし、同項第7号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「上肢」を「上肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「下肢」を「下肢」に、「仮関節」を「偽関節」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第11号を第10号とし、第12号を削り、同表九級の項中第12号を第16号とし、第11号を第15号とし、第10号を第14号とし、同項第9号中「もの」を「もの又はおや指以外の片手の3本の指が用をなさなくなつたもの」に改め、同号を同項第13号とし、同項第8号中「、ひとさし指をあわせ片手の2本の指を失つたもの」及び「及びひとさし指」を削り、「3本」を「2本」に改め、同号を同項第12号とし、同項第7号中「鼓膜の全部の欠損その他により」を削り、同号を同項第9号とし、同号の次に次の2号を加える。

(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの

(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの別表九級の項第6号の次に次の2号を加える。

(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度に減じたもの

(8) 一方の耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度に減じ、他方の耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの

別表十級の項第10号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「上肢」を「上肢」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「、ひとさし指をあわせ片手の2本の指が用をなさなくなつたもの」及び「及びひとさし指」を削り、「3本」を「2本」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号を削り、同項第4号中「鼓膜の大部分の欠損その他により」を削り、「耳殻」を「耳」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号を同項第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度に減じたもの

別表十級の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 正面を見た場合に複視の症状を残すもの

別表十一級の項第9号中「胸腹部臓器」を「胸腹部臓器の機能」に、「残す」を「残し、労務の遂行に相当な程度の支障がある」に改め、同号を同項第10号とし、同項中第8号を第9号とし、第7号を削り、同項第6号中「なか指」を「ひとさし指、なか指」に改め、同号を同項第8号とし、同項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同号を同項第7号とし、同項第4号中「鼓膜の中等度の欠損その他により」を削り、「聴力」を「耳の聴力」に、「以上」を「以上の距離」に改め、同号を同項第6号とし、同項第3号の次に次の2号を加える。

(4) 10本以上の歯に歯科補綴を加えたもの

(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの

別表十二級の項第4号中「耳殻」を「耳殻」に改め、同項第5号中「奇形」を「変形」に改め、同項第6号中「上肢」を「上肢」に改め、同項第7号中「下肢」を「下肢」に改め、同項第8号中「奇形」を「変形」に改め、同項中第14号を第15号とし、第13号を第14号とし、同項第12号中「頑固な」を「頑固な」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号中「又は」を「、第二足指をあわせ片足の2本の指を失つたもの又は」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「なか指」を「ひとさし指、なか指」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 片手のこ指を失つたもの

別表十三級の項第10号中「、第三足指」を「、第二足指」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号を同項第10号とし、同項第8号中「下肢」を「下肢」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第6号及び第7号を削り、第5号を第8号とし、同項第4号中「を失つた」を「が用をなさなく

なつた」に改め、同号を同項第7号とし、同項第3号を同項第4号とし、同号の次に次の2号を加える。

(5) 5本以上の歯に齒科補綴^{てつ}を加えたもの

(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの

別表十三級の項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 正面以外を見た場合に複視の症状を残すもの

別表十四級の項第5号を削り、同項第4号中「下肢」を「下_し肢」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「上肢」を「上_し肢」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一方の耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度に減じたもの
別表十四級の項第6号中「及びひとさし指」を削り、同項第7号中「及びひとさし指」を削り、「末関節」を「遠位指節間関節」に改め、同項第8号中「片手」を「片足」に改め、同表の備考第2号中「指関節、」を「指節間関節、」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に改め、同備考第3号中「末節」を「末節骨」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に、「指関節)」を「指節間関節)」に改め、同備考第5号中「末節」を「末節骨」に、「末関節」を「遠位指節間関節」に、「中足指関節」を「中足指節間関節」に、「第一指関節」を「近位指節間関節」に、「指関節)」を「指節間関節)」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日前に補償を行う事由の生じた障害補償については、なお従前の例による。

山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第2号

山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例の一部を改正する条例
山形県国民保護対策本部及び山形県緊急対処事態対策本部条例(平成16年12月県条例第59号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「防衛庁長官」を「防衛大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例をここに公布する。

平成19年2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第3号

山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金条例

(設置)

第1条 県内における障害者自立支援法(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく制度の円滑な運用を図るため、山形県障がい者自立支援対策臨時特例基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 知事は、財政上必要と認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、法に基づく制度の円滑な運用を図るために実施する緊急的な事業に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成21年3月31日限り、その効力を失う。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例をここに公布する。

平成19年2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第4号

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第38条の2第3項の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。

（報告）

第2条 法第38条の2第3項に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、定期に、知事に報告しなければならない。

附 則

この条例は、平成19年3月1日から施行する。

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第5号

山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例

（山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例の一部改正）

第1条 山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例（昭和24年5月県条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項ただし書中「結核予防法（昭和26年法律第96号）」を「結核に係る感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）」に、「予防接種」を「予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種」に改める。

第3条を次のように改める。

第3条 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1条の使用料及び手数料の全部又は一部を免除することができる。

(山形県立児童福祉施設設置条例の一部改正)

第2条 山形県立児童福祉施設設置条例(昭和39年3月県条例第16号)の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、第1項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

第3条の2に次の1項を加える。

3 前条第3項の規定は、第1項の使用料について準用する。

(山形県障害者支援施設条例の一部改正)

第3条 山形県障害者支援施設条例(平成18年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(使用料の徴収等)」に改め、同条に次の1項を加える。

2 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

第6条第1項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、第1項の料金の全部又は一部を免除することができる。

附則第5項中「第2条」を「第2条第1項」に改める。

附則第12項を附則第13項とする。

附則第11項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同項を附則第12項とし、附則第6項から第10項までを1項ずつ繰り下げ、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 知事は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、前項の使用料の全部又は一部を免除することができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中山形県立総合療育訓練センター使用料及び手数料条例(以下「療育訓練センター条例」という。)第2条第1項の改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の療育訓練センター条例第3条の規定、第2条の規定による改正後の山形県立児童福祉施設設置条例第3条の2第3項の規定及び第3条の規定による改正後の山形県障害者支援施設条例の規定は、平成18年10月1日から適用する。

山形県農林水産技術会議条例の一部を改正する等の条例をここに公布する。

平成19年2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第6号

山形県農林水産技術会議条例の一部を改正する等の条例

(山形県農林水産技術会議条例の一部改正)

第1条 山形県農林水産技術会議条例(昭和38年3月県条例第14号)の一部を次のように改正する。

第1条中「研究行政」を「研究及び技術」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(定義)

第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 奨励品種 農作物の優良な品種のうち、主たるものとして生産及び流通を奨励するものをいう。

(2) 優良品種 農作物の優良な品種のうち、特定地域を対象とするもの又は奨励品種を補完するものとして生産及び流通を奨励するものをいう。

第2条中「研究行政に」を「研究及び技術に」に改め、同条第1号中「目標」を「目標及び管

理」に改め、同条第2号中「試験研究の管理」を「奨励品種及び優良品種の認定及び普及」に改め、同条第3号中「研究行政の重要事項に関する」を「知事が必要と認める」に改める。

第3条第1項中「15人」を「20人」に改める。

(山形県農作物品種審議会条例の廃止)

第2条 山形県農作物品種審議会条例(昭和29年6月県条例第33号)は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第7号

山形県港湾施設管理条例の一部を改正する条例

山形県港湾施設管理条例(昭和51年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「酒田プレジャーボートスポット」を「第1酒田プレジャーボートスポット」に、「スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供するための」を「第1酒田プレジャーボートスポットに係るものとして第1号に規定する公示がなされた」に改め、同条中第10号を第11号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 第2酒田プレジャーボートスポット 酒田港の港湾施設のうち、第2酒田プレジャーボートスポットに係るものとして第1号に規定する公示がなされたものをいう。

第16条第1項中「第7号」を「第8号」に、「別表」を「別表(第1号ホ加茂港緑地の項を除く。)」に改める。

第26条の2第1項第3号中「酒田プレジャーボートスポット」を「第1酒田プレジャーボートスポット」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第2酒田プレジャーボートスポット

イ 利用時間は、1日当たり8時間30分以上とすること。

ロ 休業日は、年間103日以下とすること。

第26条の4第2項中「第16条第1項の使用料の額」を「別表に定める金額」に改める。

別表第1号イ酒田北港緑地、酒田プレジャーボートスポット及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項中「酒田プレジャーボートスポット」を「第1酒田プレジャーボートスポット、第2酒田プレ

ジャーボートスポット、加茂港緑地」に改め、同項の表^{岸 壁}物揚場の項使用区分の欄第1項中「船舶」^{船揚場}

を「船舶(プレジャーボートを除く。^{岸 壁}物揚場の項(使用区分の欄第8項及び備考の欄第2号を除^{船揚場}

く。))において同じ。)に改め、同表^{岸 壁}物揚場の項備考の欄第2号中「及び」を「、船舶の長さ及^{船揚場}

び」に改め、同項中

「 7 総トン数の表示のない船舶その他船舶に類する施設で長さ50メートル以上のもの	外航船舶以外の船舶等	外航船舶以外の船舶等	外航船舶以外の船舶等	を
	330円	164円	164円	
外航船舶	外航船舶	外航船舶	外航船舶	
315円	157円	157円		

24時間につき				
7 総トン数の表示のない船舶その他船舶に類する施設で長さ50メートル以上のもの	外航船舶以外の船舶等 330円	外航船舶以外の船舶等 164円	外航船舶以外の船舶等 164円	に改め、同表の注
24時間につき	外航船舶 315円	外航船舶 157円	外航船舶 157円	
8 プレジャーボート 船舶の長さ1メートル1月につき	541円	450円	450円	

書中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

1 この表において「プレジャーボート」とは、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の登録を受けた漁船を除く。）をいう。

別表第1号八酒田プレジャーボートスポットの項中「酒田プレジャーボートスポット」を「第1酒田プレジャーボートスポット」に改め、同項の表中「112円」を「130円」に、「545円」を「632円」に改め、同号二鼠ヶ関マリーナの項の表港湾管理事務所の項使用区分の欄中「正午」を「午後1時」に、「午後6時」を「午後5時」に改め、同項使用料の欄中「1,100円」を「1,460円」に、

3,300円	を	4,400円	に、「6,600円」を「8,800円」に
4,940円		4,940円	

改め、同号中二鼠ヶ関マリーナの項をへ鼠ヶ関マリーナの項とし、同項の前に次のように加える。

二 第2酒田プレジャーボートスポット

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
栈橋 物揚場 船舶保管施設	1 使用期間が1月未満の場合	船舶の長さ1メートル1日につき 130円	船舶の長さ又は使用期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。
	2 使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1メートル1月につき 632円	

ホ 加茂港緑地

港湾施設名	使用区分	使用料	備考
-------	------	-----	----

緑地	駐車場	1日1回につき	800円	
----	-----	---------	------	--

附 則

- 1 この条例は、平成19年 4月 1日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1号イ酒田北港緑地、第 1酒田プレジャーボートスポット、第 2酒田プレジャーボートスポット、加茂港緑地及び鼠ヶ関マリーナ以外の港湾施設の項の表^{岸 壁}物揚場の項^{船揚場}加茂港の欄の規定は、平成20年 4月 1日以後において承認された加茂港の岸壁、物揚場及び船揚場の使用に係る使用料について適用し、同日前に承認された加茂港の岸壁、物揚場及び船揚場の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年 2月23日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県条例第 8号

山形県港湾整備事業特別会計条例の一部を改正する条例

山形県港湾整備事業特別会計条例（平成 3年 3月県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1条中「第12条第 7号」を「第37条第 7号」に、「野積場」を「野積場、給水施設」に、「鼠ヶ関マリーナ」を「スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶の利便に供するための港湾施設」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。